

## ◆ 附属図書館サービス案内

東京大学附属図書館は「総合図書館」「駒場図書館」「柏図書館」のキャンパス拠点図書館と、各学部・研究科あるいは附置研究所等に置かれている「部局図書館」から成り立っています。

総合図書館は本郷キャンパスの拠点図書館であり、所蔵資料数や建物面積等でも附属図書館の中で最大規模です。多くの図書・雑誌を擁し、大閲覧室や教育用計算機システム (ECCS) 端末などもある本館と、グループワークやディスカッションなど会話をしながら学習・研究が行える別館ライブラリープラザ (LP) から構成されています。また別館 LP では、講習会やセミナーなども開催されています。駒場図書館、柏図書館はそれぞれのキャンパスの拠点図書館としてサービスを提供しています。また部局図書館は部局ごとに運営されており、開館時間や利用に必要な手続き等が異なっています。

利用の際は、附属図書館ウェブサイト「図書館一覧」のページから各図書館・室の案内をご確認ください。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、一部利用を制限している場合がありますのでご注意ください。

・附属図書館ホームページ <https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/>

以下は、附属図書館全体のサービス案内です。

### 1. 図書館利用のための登録

学部学生・大学院学生は、学務システムに連絡先が登録されていれば図書館利用のための登録手続きは不要です。研究生等これに該当しない方は学生証を持参し、所属部局の図書館で手続きを行ってください。

### 2. 図書館資料の検索、資料やコピー取り寄せサービス等 (東京大学 OPAC)

各図書館で所蔵されている図書や雑誌等の紙の資料は、東京大学OPACで検索できます。またMyOPACにログインすると検索だけでなく、学内の異なるキャンパスにある資料の取り寄せ (無料)、雑誌論文のコピーの取り寄せ (有料)、学外の大学図書館等からの資料やコピーの取り寄せ (有料)、貸出期間の延長、購入希望図書のリクエスト等、様々な図書館サービスを利用することができます。

・東京大学OPAC <https://opac.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/>

・MyOPAC [https://opac.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/opac/opac\\_search/?loginMode=disp](https://opac.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/opac/opac_search/?loginMode=disp)

### 3. 電子ジャーナル・電子ブック・データベースの利用

東京大学で利用できる電子ジャーナルや電子ブック、データベースは E-journal & E-book Portal や GACoS からの利用が便利です。また、紙か電子かを問わず、図書や雑誌、論文等をまとめて検索できる TREE もあります。学外から電子ジャーナルを利用する場合は SSL-VPN Gateway サービスを活用してください (学内者限定)。

・E-journal & E-book Portal <https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ext/ejportal/>

・GACoS (ガコス) <https://www.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/gacos/>

・TREE (ツリー) <https://tokyo.summon.serialssolutions.com/>

・SSL-VPN Gateway サービス <https://gateway.itc.u-tokyo.ac.jp/>

### 4. 図書館への調査質問・レファレンスサービス

各図書館では、利用案内に加え、必要な資料や情報を得るための支援サービスを行っています。質問は各図書館の窓口でも、ウェブ上 (ASK サービス) でも受け付けています。

・ASK サービス <https://opac.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/opac/ask/>

### 5. 学外の図書館の利用

他大学の図書館の利用には、事前連絡や紹介状の持参が必要となる場合があります。学外の図書館を利用する場合は、所属部局の図書館にお問い合わせください。

### 6. 東京大学学術機関リポジトリ UTokyo Repository

東京大学で生産された研究成果 (学術論文、学位論文、研究報告書等) を集中的に蓄積・保存し、広く発信することを目的としたサービスです。

・UTokyo Repository <https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/>

### 7. デジタル化コンテンツ (所蔵資料のデジタル化)

貴重図書や特色ある文庫など、デジタル化されインターネット上で公開されている資料もあります。

・附属図書館ウェブサイト「コレクション」<https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ja/library/contents/collection>

・東京大学学術資産等アーカイブズポータル <https://da.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/portal/> (学内横断検索)

## ◆ 情報基盤センター 教育用計算機システム利用案内

### 1. はじめに

ここでは、情報基盤センターが運用・サービスを行っている「教育用計算機システム (Educational Campus-wide Computing System, ECCS)」について紹介します。

### 2. システムの概要

現在の教育用計算機システムは、令和3年3月に更新されたシステムです。本システムは、macOS と Windows 10 が動作する iMac・Mac mini を合計1,258台擁しており、本郷、駒場、柏の各キャンパスに分散して配置されています。これらの端末からは、MS Office、3ds max、Mathematica、MATLAB 等のアプリケーションソフトや、C/C++、Java、Ruby、Python 等のプログラミング言語が利用できます。

他にも、電子メールの利用、プリンタの利用、学外からのリモートアクセス等が可能です。ECCSの端末室ではUTokyo WiFiの利用ができ、持参したノートPC、タブレット、スマートフォンなどからインターネットを利用することができます。

### 3. 利用のための手続き

本学の構成員ならば誰でも UTokyo Account における本システムの利用権を取得することができます。UTokyo Account を用いてオンライン新規利用者講習（ウェブ講習）を受講して利用権を取得します。詳細は、教育用計算機システムの広報ページ (<https://www.ecc.u-tokyo.ac.jp/>) でお知らせしています。なお、UTokyo Account のパスワードには有効期限（現時点最長1年間）があり、指定のウェブページ (<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/dics/ja/account.html>) にてパスワードを変更することにより更新が可能です。

### 4. 施設

前述の端末が駒場情報教育棟に744台、本郷三丁目ビル※に98台、駒場図書館に48台、総合図書館に69台、柏図書館に5台設置されている他、各学部・研究科が管理する演習室等にも設置されています。詳細は、教育用計算機システムの広報ページ、「利用の手引」をご覧ください。

※当初設置予定だった情報基盤センターは耐震工事が実施されるため、令和3年度は本郷三丁目ビルに端末を設置します。本郷三丁目ビルの場所や情報については広報ページをご覧ください。

### 5. 連絡先

- ・本郷三丁目ビル：情報については広報ページをご覧ください。
- ・情報教育棟（駒場）：1階システム受付、内線46140  
受付時間：9:00～12:00 13:00～17:00（平日）
- ・福武ホール：地下1階受付  
受付時間：9:00～12:00 13:00～17:00（平日）

メールアドレス: [ecc-support@ecc.u-tokyo.ac.jp](mailto:ecc-support@ecc.u-tokyo.ac.jp)

## ◆ 学生関係事務案内

本学において、教務・学生支援等に係る事務の窓口は学部・研究科ごとに置かれています。本部事務組織で学生に直接関係の深い課・チームとその仕事の分担は次のとおり（令和3年2月現在）です。

なお、「◆キャリアサポート室」、「◆なんでも相談コーナー」、「◆学生相談所」、「◆コミュニケーションサポートルーム」、「◆精神保健支援室」、「◆ピアサポートルーム」及び「◆バリアフリー支援室」については、別途各頁を参照ください。

### 1. 学務課

#### 総務・企画チーム

学生生活の向上に資するため、毎年「学生生活実態調査」を行い、その調査結果の報告書を東京大学ホームページにて公表しています。

### 2. 学生支援課

#### 学生生活チーム

学生諸君の課外活動のうち、主として文化活動等に関する部門を担当しています。詳細については、直接窓口でお聞きください。

- (ア) 学生団体の設立・継続及び学外活動の届出並びに活動上の諸申請・相談等に関すること
- (イ) 届出学生団体等による課外文化活動施設の使用に関すること
- (ウ) 学生団体の旅行申込に係る学校長の承認に関すること
- (エ) 全学共用掲示場における掲示・立看板掲出の届出に関すること
- (オ) 五月祭に係る全学協議等に関すること
- (カ) 学生表彰（東京大学総長賞）に関すること
- (キ) 学生の式服（アカデミックガウン）及び「東京大学の歌」に係る調整等に関すること
- (ク) 国立科学博物館・東京国立博物館・国立美術館及び関東甲信越地区国立大学共同利用研修宿泊施設（草津セミナーハウス等）の協定利用に関すること
- (ケ) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）の全学加入に関すること
- (コ) 学生の自治活動に関すること

#### 体育チーム

学生諸君の課外活動のうち、主として体育活動に関する部門を担当しています。詳細については、直接窓口でお聞きください。

- (ア) 本郷地区の体育施設、検見川総合運動場・検見川セミナーハウス及び保健体育寮（スポーティア）に関すること
  - (イ) 御殿下記念館の使用に関すること
  - (ウ) 運動用具の貸出に関すること
  - (エ) 東京大学運動会に関すること
- ※東京大学運動会ホームページ（<http://www.undou-kai.com>）
- ※「◆運動会」の頁を参照

### 3. 奨学厚生課

在学時における経済的支援、学生宿舎の提供、福利厚生施設の管理に関することを行っています。

東京大学ウェブサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp> > 教育・学生生活

### 奨学チーム

- (ア) 入学料・授業料免除及び入学料・授業料徴収猶予に関すること  
 東京大学ウェブサイトの「教育・学生生活」→「授業料・奨学制度・宿舍等」→「授業料等の免除」に掲載（前期2月中旬頃、後期7月下旬頃）します。
- (イ) 留学生以外の東大独自の奨学金、日本学生支援機構による奨学金、財団等外部団体などによる奨学金奨学金（奨学制度インデックス）ウェブサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02.html>

### 厚生チーム

- (ア) 学生宿舍（三鷹国際学生宿舍を除く）に関すること  
 （「◆学生宿舍案内 ー三鷹国際学生宿舍を除くー」の頁を参照）
- (イ) 本郷地区の福利厚生施設（消費生活協同組合、構内専門店）の管理に関すること  
 （構内で臨時に物品を販売するときは、当チームでの手続きが必要です。）

## 4. 国際支援課

留学生のために、各学部・研究科、研究所と連携して、各種奨学金・宿舍に関する支援、イベント情報の提供などを行っています。

また、東大独自の奨学金、日本学生支援機構による奨学金、財団等外部団体などによる奨学金など、様々な海外留学用の奨学金制度を取り扱っています。

東京大学留学生支援ウェブサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/ja/>

東京大学海外留学情報ウェブサイト（Go Global Website）  
<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/index.html>

東京大学日本語教育ポータルサイト <https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/jle/ja/index.html>

- (ア) 国費外国人留学生等の受入れ手続きに関すること
- (イ) 留学生・学生の海外留学に係る各種奨学金、各種証明書等に関すること
- (ウ) 留学生に係る宿舍、アパート連帯保証人に関すること
- (エ) 東京大学外国人留学生支援基金「見舞金支給・一時金貸付制度」に関すること
- (オ) 留学生向けイベント情報の提供に関すること
- (カ) Go Global センターの利用に関すること
- (キ) 国際化教育支援室（留学生支援室）・日本語教育センターが実施する各種業務（留学生の生活・修学に関する相談、日本語教育等）の支援に関すること

## ◆ 入学料免除及び徴収猶予の取扱いについて

(学部通則 第49条の2、3、4 参照)

(大学院学則 第37条第1項、38条 参照)

入学料免除及び徴収猶予の取扱いについては、下記要領により行います。本人からの申請により選考のうえ、決定します。

### 記

#### 〈入学料免除〉

1. 新入学者（研究生、聴講生及び科目等履修生として入学する者を除く。以下同じ）で次の各号の1に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる学生は選考のうえ、入学料の全額又は半額を免除される制度があります。
  - (1) 経済的理由により、入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められたとき（大学院入学許可者のみ）。
  - (2) 入学前1年以内において、入学を認められた者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学を認められた者若しくはその者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。
  - (3) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由があるとき。
2. 前項の該当者であって、免除を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。
3. その他、学部学生については、入学月に日本学生支援機構給付奨学生に採用された場合に、その採用区分により入学料の全額または一部が免除されます。

#### 〈入学料徴収猶予〉

1. 新入学者で次の各号の1に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる学生は選考のうえ、入学料の徴収を猶予される制度があります。
  - (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
  - (2) 入学前1年以内において、大学に入学する者の学資負担者が死亡し、又は大学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められるとき。
  - (3) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由があるとき。
2. 前項の該当者であって、徴収猶予を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。

○入学料の免除及び徴収猶予の理由が消滅したときは、その許可は取り消されます。

申請時期は春季・秋季入学者とも、各期入学手続期間中です。詳細は、各学部・研究科等・本部奨学厚生課掲示板に掲示するとともに東京大学ウェブサイトの「教育・学生生活」→「授業料・奨学制度・宿舍等」→「授業料等の免除」に掲載（前期2月中旬頃、後期7月下旬頃）しますので、見落とさないように注意してください。

## ◆ 授業料免除及び徴収猶予の取扱いについて

(学部通則 第55条、56条、57条、58条 参照)

(大学院学則 第39条第1項 参照)

授業料免除及び徴収猶予の取扱いについては、下記要領により行います。本人からの申請により前期・後期ごとに選考し、決定します。

### 記

#### 〈授業料免除〉

1. 学生（研究生、聴講生及び科目等履修生を除く。以下同じ。）で、各号の1に該当する者は選考のうえ、前期又は後期ごとに授業料の全額又は半額を免除される制度があります。また、学部学生（留学生除く）で世帯の総所得金額が218万円以下（給与収入400万円以下）の者は、学力基準及び家計基準による選考のうえ、授業料が全額免除となることもあります。
  - (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められるとき。
  - (2) 次の1に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められるとき。
    - ア、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が風水害等の災害を受けた場合
    - イ、ア、に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合
2. 前項の該当者であって、免除を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。
3. 学部学生が、日本学生支援機構給付奨学生（以下「給付奨学生」という。）に採用されている場合には、その採用区分によらず全額免除となります。なお、給付奨学生に採用されていない学部学生が授業料免除を申請する場合は、原則として給付奨学生の採用申請が併せて必要になりますので注意してください。

#### 〈授業料徴収猶予〉

1. 学生で、次の各号の1に該当する者は、授業料の徴収を猶予される制度があります。
  - (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められるとき。
  - (2) ア、学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が困難であると認められるとき。
    - イ、ア、に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合
2. 前項の該当者であって、徴収猶予を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。

○授業料の免除又は徴収猶予の理由が消滅したときは、その許可は取り消されます。

申請時期等の詳細は、各学部・研究科等・本部奨学厚生課掲示板に掲示するとともに東京大学ウェブサイト「教育・学生生活」→「授業料・奨学制度・宿舍等」→「授業料等の免除」に掲載（前期2月中旬頃、後期7月下旬頃）しますので、見落とさないように注意してください。

## ◆ 奨学金について

- 「奨学金(奨学制度インデックス)ウェブサイト」 <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02.html>

日本学生支援機構の奨学金と地方公共団体及び民間団体の奨学会の奨学金があります。

本学の募集・採用・採用後の手続・返還に関する周知は掲示及びウェブサイトで行いますので、見落としのないように注意してください。担当係は次のとおりです。

駒場(教養学部等学生支援課奨学資金チーム TEL 03-5454-6076、6075)

本郷(本部奨学厚生課奨学チーム TEL 03-5841-2520、2536、2543)

### (1) 日本学生支援機構

#### <貸与型奨学金>

- ア) 種類
  - ・ 第一種奨学金(無利子)
  - ・ 第二種奨学金(有利子)

#### イ) 貸与額(令和2年度実績)

##### ① 第一種奨学金月額

※日本学生支援機構給付奨学金を併せて受給する場合、同時に貸与を受けることのできる第一種奨学金の月額は制限されます。

##### ○ 2018年度以降入学者

自宅通学 20,000、30,000、45,000から選択※

自宅外通学 20,000、30,000、40,000、51,000から選択※

※最高月額は、奨学金申込時の家計支持者の収入が一定額以上の場合、利用できません。

##### ○ 上記以外

自宅通学 30,000、45,000から選択

自宅外通学 30,000、45,000、51,000から選択

##### ② 第二種奨学金月額(選択制)

20,000～120,000円の中から1万円単位で希望の金額を選択。

#### ウ) 募集について(年度により異なります)

・ 在学採用 4月

・ 予約採用 9月～10月

(予約採用は大学院入学後の奨学金の貸与を予め申請するもので、大学院修士・専門職学位課程入学内定者が対象です。学部4年次の9月頃から募集があります。)

・ 緊急・応急採用 生計維持者の失職・死亡、災害などにより家計の急変が生じて奨学金が必要となった場合、随時受け付けます。

#### エ) 海外大学院予約第二種奨学金

卒業(見込)後3年以内に、海外の大学院の学位取得可能な正規課程に進学を希望する者が申し込むことができる奨学金です。

#### オ) 短期留学用第二種奨学金

在学中に、海外の大学等へ原則3ヶ月～1年間の短期留学を希望する者が申し込むことができる奨学金です。

## &lt;給付型奨学金&gt;

## ア) 給付額

|       | 第Ⅰ区分   | 第Ⅱ区分   | 第Ⅲ区分   |
|-------|--------|--------|--------|
| 自宅通学  | 29,200 | 19,500 | 9,800  |
| 自宅外通学 | 66,700 | 44,500 | 22,300 |

## イ) 募集について (年度により異なります)

- ・在学採用 4月及び9月
- ・家計急変採用 生計維持者の失職・死亡、災害などにより家計の急変が生じて奨学金が必要となった場合、随時受け付けます。

ウ) その他 受給者は、授業料減免の支援の対象となります。

## (2) 地方公共団体及び民間団体の奨学金

ア) 種類 奨学会により奨学金月額、貸与・給与の別などが異なります。

イ) 募集 主に3～5月頃行います。大学を通じて推薦するものと学生が直接奨学会へ出願するものがあります。